



## 応急危険度判定模擬（呼集）訓練を実施します

諏訪地域応急危険度判定連絡協議会では、被災時における判定活動を円滑かつ迅速に実施するため、管内市町村、諏訪建設事務所及び公益社団法人長野県建築士会諏訪支部が連携して、応急危険度判定模擬（呼集）訓練を実施します。

### 1 日時・場所

- 令和3年2月8日（月）から2月12日（金）のいずれか一日（午前6時から状況開始）  
（実施特定日につきましては、訓練の性格上、事前に呼集対象者にはお知らせしていません）
- 管内市町村、諏訪建設事務所及び（公社）長野県建築士会諏訪支部

### 2 訓練実施者

- （公社）長野県建築士会諏訪支部会員（長野県被災建築物応急危険度判定士）
- 市町村職員、諏訪建設事務所職員

### 3 実施内容

- 市町村が指定する避難所に関する、応急危険度判定活動を要請する呼集訓練
- 一般住家に関する、被災建築物応急危険度判定士の参集を要請する呼集訓練

### 4 その他

- 避難所に関して、諏訪管内各市町村と（公社）長野県建築士会諏訪支部の間で締結した「災害時における応急危険度判定の協力に関する協定」に基づき実施します。
- 一般住家に関して、県及び建築士会本会の間で締結した「災害時における建築物災害応急活動の協力に関する協定」に基づき実施します。
- （公社）長野県建築士会諏訪支部、（一社）長野県建築士事務所協会諏訪支部、管内市町村及び長野県（諏訪地域振興局及び諏訪建設事務所(事務局)）は、「諏訪地域応急危険度判定連絡協議会」を平成24年に設立し、地震災害等に備え、相互の体制整備・連絡調整等を行っています。

#### ◇被災建築物応急危険度判定とは

地震により被災した建物は、余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼす可能性があることから、被災建築物を応急的に調査し、建物を「調査済み（緑）」、「要注意（黄）」、「危険（赤）」のいずれかに判定・表示することにより、一般住民に建物の危険性を周知し、2次災害を防止することを目的とした制度です。

長野県内においても、H23 長野県北部地震、H26 長野県神城断層地震で応急危険度判定を実施しており、熊本地震や北海道胆振東部地震においても実施されています。

### 信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10  
 諏訪地域応急危険度判定連絡協議会 事務局  
 長野県諏訪建設事務所 建築課  
 課長：米倉 雅博  
 電話：0266-57-2923(直通)  
 FAX：0266-57-2954  
 Email：suwaken-kenchiku@pref.nagano.lg.jp

〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10  
 長野県諏訪建設事務所 建築課内  
 （公社）長野県建築士会諏訪支部  
 事務局 細川 美樹  
 電話：0266-58-6624(直通)  
 FAX：0266-58-6627  
 Email：kensuwa@po.dcn.ne.jp（建築士会）